

令和 2 年 9 月 14 日



## 容量市場 2020 年度メインオークションに係る監視の中間報告

電力・ガス取引監視等委員会は、本年 7 月に電力広域的運営推進機関において実施された容量市場のメインオークションについて、「容量市場における入札ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき、「売り惜しみ」、「価格つり上げ」等の問題となる行為がなかったかどうかについて監視を行っております。

本日、これまでの監視の結果と、それを踏まえて来年度のオークションに向けて検討すべき事項をとりまとめましたので、以下の通り公表します。

### 1. 監視の観点とこれまでの監視結果

#### 〔1〕監視の観点（市場支配力を有する事業者の監視）

- 容量市場において市場支配力を有する事業者（以下「市場支配的事業者<sup>注1</sup>」という。）が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しないこと（売り惜しみ）又は電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（価格つり上げ）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがある。
- こうした観点から、電力・ガス取引監視等委員会は、ガイドラインに基づき、市場支配的事業者による売り惜しみや価格つり上げについて、以下〔2〕、〔3〕の監視を実施している。

注1：前年度のメインオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者の保有する電源が不可欠となる場合に、当該事業者は市場支配的事業者に該当する。令和 2 年度に実施される容量市場オークションでは、前年度実績がないため、当年度において 500 万 kW 以上の発電規模を有する事業者（旧一般電気事業者）が該当する。

#### 〔2〕売り惜しみの監視（現時点の結果）

- ガイドラインに基づき、応札しなかった電源又は期待容量<sup>注2</sup>を下回る容量で応札した電源について、そのリスト及び理由の説明を求めるとともにその根拠となる資料の提出を求め、その合理性を確認したところ、問題となる事例は認められなかった。
- なお、応札しなかった等の主な理由は、いずれもガイドラインに記載されている以下に該当するものであった。

注2：設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量。

- (1) 実需給年度において、計画停止または休廃止を予定している又は補修工事等によって、リクワイアメント<sup>注3</sup>を達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- (2) 実需給年度において FIT 認定を予定している等、入札対象外電源となる見込みがある場合

注3：維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと 等

### 〔3〕 価格つり上げの監視（現時点の結果）

- ・ ガイドラインに基づき、「約定価格を決定した電源と、その上下2電源」及び「市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3電源（ただし、約定価格以上）」について、維持管理コスト（電源を維持することで支払うコストから電源を稼働することで得られる他市場収益を差し引いた額）に基づいて応札しているか確認すべく、入札した事業者に、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び算定根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、現時点では、問題となる事例は認められなかった。
- ・ なお、「約定価格を決定した電源と、その上下2電源」については、引き続き、事実関係の確認等を行っているところである。

## 2. 来年度に向けて検討すべき事項

### 〔1〕 経過措置及びその対象電源の逆数入札のあり方

- ・ 今回のオークションにおいては、小売事業者の負担を軽減する観点から、2010年度末までに竣工した電源については、経過措置として契約額を58%に減額することとされた。それとあわせて、その経過措置対象となる電源については、それを維持するために必要な金額を確保する機会を与えるため、その割引分の逆数を乗じて入札すること（逆数入札）も認めることとされた。
- ・ 今回のオークションの入札結果を分析したところ、約定価格近傍の入札電源の多くが、経過措置対象かつその割引分を逆数入札したものであった。その結果、入札曲線（供給曲線）は、各電源を維持するために必要な額を上回る曲線となり、約定価格（入札曲線と需要曲線の交点）は、その電源を維持するために必要な金額ではなく、それに割引分の逆数を乗じた価格（実際に必要な額を上回る価格）となっていた。
- ・ このように、今回、経過措置対象となる電源に逆数入札を認めたことは、それを維持するために必要な金額を確保する機会をあたえる観点から合理的なものであったが、結果として、入札価格を引き上げることとなった。
- ・ こうしたことを踏まえ、経済産業省及び電力広域的運営推進機関は、来年度のオークションに向けて、経過措置及びその逆数入札のあり方について、改めて検討を行うことが適当である。

### 〔2〕 維持管理コストの計算方法について

- ・ 今回のオークションにおいては、維持管理コストの計算方法について、ガイド

ライン上、直ちに問題となるものではないが、以下のように、その合理性に疑義があるものも見受けられた。

- ・ こうしたことを踏まえ、経済産業省は、来年度のオークションに向けて、これらの計算方法のあり方を整理し、ガイドライン等で示すことが適当である。

#### ①複数年度分の費用計上について

2024年度までに電源維持するため、2024年度以前に要する複数年度分の定期検査等維持管理費用も含め、維持管理コストを計上している事例がみられたが、維持管理コストの考え方を踏まえると、複数年度分の費用を単年度で計上するのではなく、平準化した単年度分の費用のみを計上することがより合理的とも考えられる。

#### ②事業報酬の計上について

NetCONEの算定に事業報酬と類似の割引率(WACC)が考慮されている点を踏まえ、維持管理コストにも事業報酬を計上している事例がみられたが、NetCONEは新設電源の投資判断に際して指標となる価格であり、電源の維持管理コストと異なる概念であるため、維持管理コストには、事業報酬を含めないで計算することがより合理的とも考えられる。

#### ③事業税の算定方法について

事業税について、実績を基に計上し、上限価格×応札容量に税率を乗じて算定した額を上回っている事例がみられたが、これについては、上限価格×応札容量に税率を乗じて算定した額を越えないようにするという考え方が合理的とも考えられる。

#### ④事業税・資本割の計上について

収入割・付加価値割以外に、資本割の事業税が計上されている事例がみられたが、資本割の課税標準は資本金であり、電源を維持しない場合も必要となるため、維持管理コストに含めないことがより合理的とも考えられる。

#### ⑤法人税の計上について

維持管理コストに法人税を計上している事例がみられたが、法人税の課税標準は「収入(容量拠出金)－支出(維持管理コスト)」であり、「収入」は約定結果に左右されるため、入札時において見積もることは困難である以上、法人税を計上しないことがより合理的とも考えられる。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 遠藤

担当者: 宮嶋、水町、佐々木、新井、飯沼

電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

03-3501-1568(FAX)